

国東市で、 介護の仕事を始めませんか！

—国東市介護人材確保・定着・育成支援事業奨励金のご案内—

国東市では、介護人材の確保・定着・育成を図るため、市内の介護サービス事業所等※に就職した方に対し、奨励金を支給します。

①就職奨励金 10万円

市内の事業所に介護職員として就職した方

②新卒者・有資格者 就職奨励金 5万円

新卒者又は介護福祉士の資格を有する方

③訪問介護員就職 奨励金 10万円

市内の事業所に訪問介護員として就職した方

④居宅介護支援専門員 就業奨励金 10万円

市内の居宅介護支援事業所等に介護支援専門員として就職した方

⑤キャリア形成奨励金 5万円

社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員の資格を取得した方

※介護サービス事業所等

居宅サービス（介護予防含む）・地域密着型サービス（介護予防含む）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、訪問型・通所型サービス（生活支援型サービス・短期集中予防型サービス事業を除く）

※居宅介護支援事業所等

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護

新たに就業が決まり、国東市に移住する方（年齢制限あり）に対しての**移住応援給付金等**の補助制度があります。

詳しくは、国東市まちづくり推進課（0978-72-5186）へ

《支給対象者》

①就職奨励金（以下のいずれにも該当）

- (1) 過去に市内の事業所において介護職員として勤務した経験がない又は市内の事業所において介護職員として離職した日から6ヶ月以上経過している者
- (2) 令和2年4月1日以降に、市内の事業所に介護職員（正規職員又は正規職員として本採用する前に試験的に雇用された非正規職員）として雇用された満61歳以下の者

②新卒者・有資格者就職奨励金（以下のいずれにも該当）

- (1) ①の条件に該当する者で、新卒者又は介護福祉士の資格を有する者

③訪問介護員就職奨励金（以下のいずれかに該当）

- (1) ①の条件に該当する者で、市内の訪問介護事業所の訪問介護員（正規職員）として雇用された者
- (2) ①の(1)に該当する者で、市内の訪問介護事業所の訪問介護員（月平均60時間以上又は年間720時間以上勤務する非正規職員）として雇用された満65歳以下の者

④居宅介護支援専門員就業奨励金（以下のいずれにも該当）

- (1) 過去に市内の居宅介護支援事業所等において介護支援専門員として勤務した経験がない者又は市内の居宅介護支援事業所等において介護支援専門員として離職した日から6か月以上経過している者
- (2) 市内の居宅介護支援事業所等に介護支援専門員として雇用された満65歳以下の者

⑤キャリア形成奨励金（以下のいずれにも該当）

- (1) 同一法人内の事業所において、介護職員として継続して3年以上在職する者
- (2) 令和2年4月1日以降に試験を受け、社会福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士のいずれかの資格を取得した者



居住先が市外でも対象です！

事業の詳細、申請書等は市のホームページをご覧ください。

《申込・問い合わせ》

国東市 福祉課 高齢者支援係
〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地
TEL 0978-72-5164 FAX 0978-72-5171
メール fukushi@city.kunisaki.lg.jp

手続きの流れ

1 申請

下記の書類を交付時期ごとに市(福祉課高齢者支援係)へご提出ください。

①就職奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書
②新卒者・有資格者就職奨励金	申請書、(新卒者の場合)学校等を卒業したことが確認できる書類、(介護福祉士の資格を有する場合)資格を有することが確認できる書類
③訪問介護員就職奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書
④居宅介護支援専門員就業奨励金	申請書、雇用証明書、誓約書、資格を有することが確認できる書類
⑤キャリア形成奨励金	申請書、在職証明書、資格を取得したことが確認できる書類、誓約書

※申請書、雇用証明書、誓約書は、市のHPに掲載しています。

2 交付決定

申請書等を審査し、市が奨励金の交付の可否を決定し、交付決定通知書及び請求書を申請者に通知します。

3 請求

交付決定通知書が届いたら、請求書を市(福祉課高齢者支援係)へご提出ください。

※様式は決定通知書とあわせて市から送付いたします。

4 交付

請求書を受理し、市は奨励金を交付します。

申請期間

①～④ 下記の表に掲げる交付時期の到来日から1年以内に申請
(就業開始日から3か月後、12か月後(4月に就職した方は11か月後)に分けて支給しますので、交付時期の到来後、それぞれに申請をお願いいたします。)

※①非正規職員は正規雇用後に申請できます

※例:4月1日に就職した方...7月1日以降に3万円の申請、翌年3月1日以降に7万円の申請

例:5月1日に就職した方...8月1日以降に3万円の申請、翌年5月1日以降に7万円の申請

⑤資格取得日から1年以内

交付時期

※就労開始日から1年以内に退職した場合などは奨励金の返還が発生する場合があります。

奨励金の名称	奨励金の額 (回数)	交付時期
①就職奨励金	10万円 (1人1回)	3万円...就業開始日から起算して3月経過後交付 7万円...就業開始日から起算して12月経過後交付 ※申請年度の4月に就業開始した者については、 7万円を当該年度の3月から交付できる
②新卒者・有資格者就職奨励金	5万円 (1人1回)	就業開始日から起算して3月経過後に、①と併せて交付
③訪問介護員就職奨励金	10万円 (1人1回)	(正規職員) 就業開始日から起算して12月経過後に、①と併せて一括で交付 (非正規職員) 3万円...就業開始日から起算して3月経過後交付 7万円...就業開始日から起算して12月経過後交付 ※申請年度の4月に就業開始した者については、 7万円を当該年度の3月から交付できる
④居宅介護支援専門員就業奨励金	10万円 (1人1回)	3万円...就業開始日から起算して3月経過後交付 7万円...就業開始日から起算して12月経過後交付 ※申請年度の4月に就業開始した者については、 7万円を当該年度の3月から交付できる
⑤キャリア形成奨励金	5万円 (1人2回)	申請の都度一括で交付